

令和4年度

工事監査報告書

東久留米市監査委員



4 東久監第 1 0 3 号  
令和 5 年 3 月 2 8 日

東久留米市長 富田 竜馬 殿

東久留米市議会議長 篠宮 正明 殿

東久留米市監査委員 安藤 純一

東久留米市監査委員 関根 光浩

令和 4 年度工事監査の結果について（提出）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施した工事監査の結果を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。

# 令和4年度 工事監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

### 2 監査の対象

工事件名 : 4. 市道105-3号線ほか1路線舗装補修工事

所管課 : 都市建設部管理課 (工事発注部署)

都市建設部施設建設課 (工事施工部署)

総務部管財課 (契約担当部署)

### 3 監査の期間

令和4年10月20日から令和5年3月24日まで

### 4 監査の主眼及び方法

監査に当たっては、東久留米市監査基準(令和2年東久留米市監査委員規程第1号)に準拠し、工事の計画、設計及び施工等が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書面及び実地調査並びに関係職員からの説明聴取により実施した。

なお、技術面については、公益社団法人日本技術士会に工事技術調査業務を委託して実施した。

### 5 実地調査日

令和5年2月1日

## 第2 工事の概要

本工事は、道路の持つ機能や役割から重要性の高い道路について計画的な維持補修を進めることを目的として策定された「東久留米市道路舗装補修工事5ヵ年計画(第4期計画)」(令和2年1月)に基づいて実施するものである。

補修に当たっては、劣化・損傷した道路の舗装を補修するとともに、人孔蓋の取替・高さ調整、歩車道境界ブロックの改修、車止めの設置などを行う。

1 工事件名 4. 市道105-3号線ほか1路線舗装補修工事

2 工事場所 東久留米市下里二丁目10番から下里五丁目6番先 ほか1箇所

### 3 設計概要

(1) 市道105-3号線：施工延長 L=242.1m、幅員 W=16.0m

- ①車道舗装工 As 舗装工 A=1861m<sup>2</sup> 半たわみ性舗装工 A=90m<sup>2</sup>
- ②支道舗装工 As 舗装工 A=31m<sup>2</sup>
- ③歩道舗装工 As 舗装工 A=58m<sup>2</sup>
- ④排水施設工 人孔蓋取替工 (φ600 汚水)N=1 箇所  
人孔蓋高調整工 (φ600 雨水)N=5 箇所、(φ600 汚水)N=1 箇所
- ⑤交通安全施設工 一式
- ⑥構造物撤去工 一式
- ⑦付帯工 一式
- ⑧仮設工 一式

(2) 市道3231号線：施工延長 L=257.8m、幅員 W=8.0~8.7m

- ①車道舗装工 As 舗装工 (区間①)A=733m<sup>2</sup> (区間②)A=579m<sup>2</sup> (区間③)A=151m<sup>2</sup>
- ②支道舗装工 As 舗装工 A=36m<sup>2</sup>
- ③排水施設工 人孔蓋取替工 (φ600 汚水)N=8 箇所  
人孔蓋高調整工 (φ600 雨水)N=3 箇所、(φ600 汚水)N=1 箇所  
L型集水桝縁塊蓋撤去・据付工 N=1 箇所
- ④交通安全施設工 一式
- ⑤構造物撤去工 一式
- ⑥仮設工 一式

### 4 工事請負者

- (1) 事業者名 株式会社ナカガワロード東京支社
- (2) 契約金額 71,280,000円(消費税込み)
- (3) 契約年月日 令和4年9月29日
- (4) 工期 令和4年9月30日~令和5年3月15日

### 第3 監査の結果

対象工事については、「第1 監査の概要 4 監査の主眼及び方法」のとおり監査した限りにおいて、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、技術的な観点を踏まえた所見は、次のとおりである。

#### 1 計画

計画については、上位計画とも整合した内容になっており、工程も適切であると判断する。

## 2 設計

設計については、事業目的に十分整合しており、適用基準も適切である。

設計図面、その他設計資料は、適切に検討して作成、整備されていると判断する。

## 3 積算

積算については、東京都建設局の積算基準、刊行物、見積書により算出されており、適切に積算されていると判断する。

## 4 契約

入札・契約については、入札は電子入札による希望制指名競争入札で実施されており、公正に行われたものと判断する。

## 5 施工

施工については、施工体制、安全管理、品質・出来形管理、工程管理など適正に行われており、工事監理及び施工管理は適正に行われていると判断する。